

特定非常災害による消費税法

第12条の2第2項
第12条の3第3項

不適用届出書



年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ	F03			フリガナ (代表者氏名)		
名称	F04			代表者氏名		
納税地	郵便番号 (納税地)		—	電話番号 (納税地)		—
	フリガナ					
	納税地	F06				
下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受けたいので届出します。						
設立年月日				年	月	日
【消費税法第12条の2第3項（第12条の3第5項）の規定の適用を受ける外国法人の場合】						
国内における課税資産の譲渡等に係る事業の開始年月日				令和	年	月 日
この届出の適用 対象課税期間	※ 租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の2第2項（第12条の3第3項）の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					
上記課税期間の 基準期間	自 令和 年 月 日			左記期間の 課税売上高		円
※ 租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受け、消費税法第12条の2第2項（第12条の3第3項）の規定の適用を受けなかった場合には、その課税期間の納税義務の判定については、基準期間の課税売上高又は特定期間（原則として、前事業年度開始の日から6か月間）の課税売上高により判定することとなります。						
被害の概要						
参考事項	調整対象固定資産の仕入れ等の日 【令和 年 月 日】					
税理士署名	(電話番号 — —)					

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦)年	月	日	備考
		F12				

注意 特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受け申告期限等が延長されている被災事業者は、この届出書の提出を要しません。